



みどり
水土里ネット

広報

No.20

はとまがわ

H16. 4. 1 現在

地区面積

57,001.829㎡

組合員数

4,078名



春・ろ・ろ・ろ

用水期到来

H16. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@h9.dion.ne.jp



あいさつ

理事長 上野智通

大幅な収増減となりましたこと
衷心よりお見舞い申し上げます。
さて、このような農業情勢の

ますので、是非とも組合員皆様
方のご理解とご協力をお願い申
し上げます。

新規事業導入に向け、昨年皆
様方より同意を頂きました限営
かんばい事業（水管理システム）
については平成十六年度より実
施されることになりました。ま

た、基幹水利施設管理事業につ
いても山吉田及び高石の両機場
が採択の運びとなりましたこと
皆様方にご報告します。

今後とも改良区運営に全力を
尽くして参りますのでよろしく
お願い申し上げます。

今年の春は近年にない暖かさ
で桜の開花も平年より十日程早
まる見通しとなり、組合員の皆
様方には農作業に精励のことと
ご拝察申し上げます。
また、改良区運営につきまして
も、常日頃よりのご協力とご理
解を賜りますこと厚く御礼申し
上げます。
昨年度を顧みますと、五月の宮

城県沖、七月の宮城県北部地震
と二度に亘り地震に見舞われ改
良区施設も被害を蒙りました。
被災箇所については、地震災害
に指定され十六年度補作に支障
のないよう宮城県において工事
を発注し施行しています。
また、追い打ちをかけるように
農作物の生育に大切な時期に長
雨と低温により平成五年以来の

大幅な収増減となりましたこと
衷心よりお見舞い申し上げます。
さて、このような農業情勢の
厳しい中、本年の暖冬により栗
駒山の積雪が例年よりも一メー
トル程少なく水不足を心配され
ますが、今年の用水計画につい
ては、昨年の冷害の経験を踏ま
え晩期栽培の推奨、病害虫の防
止等に向けてＪＡみやぎ登米と
連携を取りながら適正な用水管
理を行って参りたいと思います。
また、維持管理経費の削減を図
るべく、天候及び稲作の成育状
況を勘案し、六月以降週一回用
水の休止日を設け実施して参り

平成十六年通常総代会開催

提出議案十三ヶ件原案可決

去る三月九日南方町農村環境改善センターに於いて、平成十六年通常総代会が総代現在総数七十九名中七十一名の出席を得て開催されました。

南方町助役星紘毅殿からご祝辞を頂戴し、議長に大久保栄志総代が選出され、平成十六年予算を主とした提出議案十三ヶ件が慎重審議され原案のとおり可決し、午前十一時四十五分閉会しました。

議決事項

- ▼第一号議案 平成十五年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第二号議案 財産の処分及び取得について
- ▼第三号議案 平成十五年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第四号議案 平成十五年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第五号議案 平成十六年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第六号議案 平成十六年度特別会計（県営・団体営・県ほ事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第七号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第八号議案 平成十六年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第九号議案 平成十六年度特別会計（蕨栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十号議案 平成十六年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十一号議案 平成十六年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十二号議案 平成十六年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第十三号議案 平成十六年度賦課金及び用水使用料の徴収について



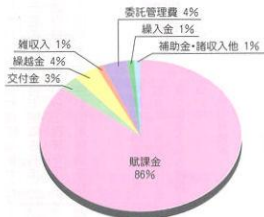
議長の大久保総代



審議風景

平成16年度一般会計予算

予算額 **932,817** 千円

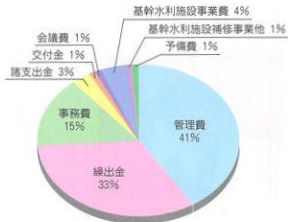


一般会計 歳入 (円)

項目	予算額
賦課金	817,727,000
交付金	28,600,000
繰越金	33,220,000
雑収入	5,415,000
委託管理費	37,860,000
繰入金	5,500,000
補助金・諸収入他	4,495,000

一般会計 歳出 (円)

項目	予算額
管理費	389,576,000
繰出金	308,286,330
事務費	139,900,000
諸支出金	24,296,000
交付金	9,638,000
会議費	7,620,000
基幹水利施設事業費	36,300,000
基幹水利施設補修他	4,800,000
予備費	12,400,670



特別会計 16年度予算

- 県営・団体営・県営事業償還金
429,307,370円
- 農地転用決済金積立金
171,650,000円
- 蕪栗沼遊水地事業積立金
95,800,000円
- 担い手育成支援事業
69,263,000円

- 県営ほ場整備事業
14,185,000円
- 財政調整積立金
292,878,000円
- 職員退職給与積立金
361,700,000円

維持管理

インフォメーション

本田揚水4月28日から

機場の運転開始について

◆揚水開始に伴うゴミ流しについて

米山地区	4月20日	午前9時から4時間程度	米山機場・山吉田機場
南方地区	4月20日	午前9時から4時間程度	山吉田機場
迫 地区	4月20日	午前9時から4時間程度	西館機場
南方地区	4月20日	午後1時から2時間程度	南方機場

※水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方々もご注意願います。

◆水源確保のための揚水

4月26日・27日（二日間）補助機場並びに二段汲み機場の水源確保のため
午前9時から午後2時頃まで揚水します。

◆本田揚水

4月28日の午前6時から昼夜運転し、8月31日まで本田揚水を行います。

但し、天候や地域の実情、中干し等により運転を休止する場合がありますので機場管理人・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については稲の生育状態により延長することもあります。

※4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため、用水不便を来している所もありますが水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では番水制を取ることもあります。

◆排水調整について

降雨量や用水の残水が多く農作物や地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転をします。

排水のため機場が稼動している場合は用水の供給を止めますのでご理解願います。

◆水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用小排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

6月以降毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水を有効に利用し、節水に心掛け、経費節減を図るため、6月以降毎週水曜日を用水休止日とします。（生育状況、天候等により変更する場合があります。）

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月以降毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場〕
〔砥落機場 西郷機場 三方島機場 早稲田機場 穴山機場〕

その他の機場 6月以降毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

6月以降毎週水曜日は用水できません！

降雪量が少なく水量不足が懸念されます！

節水に協力願います！

堤塘の管理補修・畦畔の草刈りは不可欠です！



(水路管理人)

今回は米山地域の水路管理人を紹介します。

平成16年度より米山揚水機場・西機場（常駐勤務）以外の機場については水路管理人をもって管轄区域の機場運転も兼務し、よりよい水利調整にあたります。

日々の仕事

管
轄
エ
リ
ア

- ※揚水機場の運転を行います。
- ※揚水期間中に機場故障が起こらないよう日々点検をします。
- ※機場運転に支障のないようゴミ揚げをします。
- ※用水が末端まで行き渡るように監視、調整します。
- ※用水不足解消に奔走しています。
- ※転作地等畑地への浸水防止に気を配ります。
- ※ゴミ等用排水路に詰まらぬよう頻繁にゴミ揚げをしています。
- ※農道等の交通障害の恐れがある箇所や農業施設の維持保全に必要な箇所の草刈りをしています。
- ※用水路の流速流量阻害が懸念される箇所の浚渫をします。
- ※排水不良が起こらないよう見回ります。
- ※降雨時は円滑な排水運手が可能になるよう機場で藻揚げをしています。
- ※用排水路など農業施設の維持保全に努めています。

水路管理人の配置図



上記のジャンパー姿で、毎日のように巡回します。

左記の方々が管轄区域内の配水に尽力します。気軽に声をかけてください。

用水期間中の休日勤務

土地改良区事務所 TEL 0220-58-2024

4月29日～5月9日までの休日は日中交替で用水対応にあたります。

中央制御室 TEL 0220-55-2544

4月28日～8月31日まで昼夜交替で勤務します。

子どもたちの農業・農村体験学習推進事業

〈水辺環境体験学習タイプ〉

〔迫地区〕1月25日

佐沼っ子「わくわくメイト」キッズフェスティバルが、佐沼地区の子供達を招待し迫町中央公民館で一年間の活動を発表しました。その中で土地改良区コーナーを設け「わくわくメイト」で子ども体験学習活動や他の地区の活動状況、土地改良区の役割、環境に関する事などをパネルにして展示。又、水道の水と長沼川の水を使って、バックテストによる簡易水質検査の体験を実施。



(パネル展示)



(水質検査体験)



〔米山地区〕2月29日

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンター、内沼、蕪栗沼において、野鳥観察会を実施。

- ・伊豆沼・内沼：「宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団」研究員の嶋田哲郎さんに講師を依頼し、渡り鳥について、鳥たちの環境と沼の環境保全活動について学習。又、内沼では飼づけをしながら鳥たちとふれあう。
- ・蕪栗沼：「NPO蕪栗ぬまっこくらぶ」理事の鈴木耕平さんに講師を依頼し、沼の自然、生き物たちについて学習。沼周辺を歩きながら、野鳥を観察。

(学習会風景)



(内沼で鳥たちとふれあう)



(蕪栗沼での野鳥観察)



平成16年度活動計画

《 実 施 内 容 》	《 活動フィールド 》
◇農業体験学習◇ ・田植えから収穫(収穫祭)まで ・水質浄化野菜「空心菜」の栽培	米山町中津山 迫町長沼
◇自然環境体験学習◇ ・田んぼ・水辺の生き物観察 ・野鳥観察会	米山町中津山 伊豆沼・内沼・蕪栗沼
◇農業施設見学会◇ ・揚水機場見学会	土地改良区管内
◇農村景観形成活動◇ ・幹線用水路壁面への描画	米山町西野



実施にあたっては、町教育委員会・PTA・学校関係者・地域の方のご指導とご協力を得ながら進めて参ります。参加を希望される方は水士里ネット迫川までご連絡下さい。

身近な水辺環境を活用し、子供達を中心として農家、地域住民、土地改良区との交流に基づいた地域づくりを推進し、農業・農村が持っている自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能の重要性に関すること、農業の存続に欠かせない農業用水の確保に係る維持管理などの大切さについて理解と関心を深めるとともに、環境教育の絶好の場である田んぼを遊びと学びの場として活用することにより、環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を育て、人間と自然の共生につなげる。

②壁画アート

- ・フィールド：穴山幹線水路（米山町西野）
- ・内 容：コンクリート水路壁面への描画
 〈描画サイズ 長さ6m～9m×高さ1.5m〉
 ＊学校での総合学習や夏休み子供会行事などで活用してください。
 ＊資材等については、提供します。
 奉仕活動⇒描画する水路周辺のゴミ拾い
- ・参加定員数：10団体程度

＜活動フィールド位置図＞



16年度 子どもの農業・農村体験 学習推進事業 (水辺環境体験学習タイプ)

◇ ◇ 参 加 を 募 集 し ま す ! ◇ ◇

① 田んぼの学校

- ・フィールド：米山町中津山地内の借用転作田とその周辺
- ・内容： 5月 「田んぼの学校」開校式
 - *奉仕作業（水路ゴミ拾い）
 - *親子田植え作業（餅米）＝500㎡
- 6月 親子水田除草作業、田んぼの生き物観察（昆虫、植物など）
- 7月 農業用施設見学会（揚水機場など）
- 8月 田んぼと水路の生き物観察（魚、昆虫、植物など）
- 9月 稲刈り・棒掛け作業（自然乾燥）、ゲーム
- 10月 脱穀・粃摺り作業、田んぼの生き物観察（昆虫、植物など）
- 11月 収穫祭（餅つき）、ゲーム
- 1月 野鳥観察会（伊豆沼・内沼・蕪栗沼）
- ・参加定員数：30名程度

問い合わせは

迫川沿岸土地改良区「水土里ネットはさがわ」

☎ 0220-58-2024 総務課 安倍まで

☆☆☆ 平成15年度活動状況 ☆☆☆

・壁面アート



・農業用施設見学



・農業体験（トマト栽培）



平成16年度賦課金の徴収方法が変わります！

4期徴収から3期徴収へ

平成16年度賦課金及び用水使用料の徴収は、下記のとおり変更になりましたのでお知らせします。

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成16年 5 月 14 日	平成16年 5 月 31 日	4 0 %
第 2 期	平成16年 10 月 15 日	平成16年 11 月 1 日	3 0 %
第 3 期	平成16年 12 月 1 日	平成16年 12 月 15 日	3 0 %

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

尼池地区及び用水使用料は、平成16年10月15日発布、平成16年11月1日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

尼池地区及び用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

平成16年度10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分			10a当り 賦課金	前年度 増 減	区 分			10a当り 賦課金	前年度 増 減				
経 常 賦 課 金					県 ぼ 第 4 地 区					4,500	△ 2,300		
事 務 費	田	2,800			県 ぼ 第 6 地 区					5,800	590		
	畑	1,400			県 ぼ 第 11 地 区					3,800			
第 1 地 区	3,900			県 ぼ 第 13 地 区					6,600	20			
第 2 地 区	4,000			県 ぼ 第 3 地 区					2,600	△ 500			
排 水 地 区 1 / 2	3,100			県 ぼ 第 7 地 区					10,000	50			
	1,550			県 ぼ 第 8 地 区					4,200	△ 2,000			
沼 崎	沼 崎	8,900			300	県 ぼ 第 9 地 区					8,600	△ 130	
	大 平	2,000				最 新 田 区					8,800	△ 50	
内 浦 地 区	6,300			300	沼 区 地 根 区					6,800	△ 10		
米 山 地 区	5,800				北 浦 地 区					3,750			
特別会計賦課金					西 谷 地 区					9,000	△ 100		
県 ぼ 第 2 地 区	第 1 地 区	1,550			△ 350	尼 池 地 区					6,600		
	第 2 地 区 田	750			△ 250	迫 地 区					7,270		
	第 2 地 区 畑	160			△ 40	南 部 区					4,240		
県 第 1 地 区 ぼ 区	千 分 貴 区	6,450			200	茂 伝 治 区					2,900		
	野 谷 地 区	12,000			△ 200	野 谷 合 地 区					2,900		
	畑 岡 分 区	1,700			△ 400	県 ぼ 特 別 会 計 賦 課 金							
	一 の 曲 分 区	6,500			△ 50	経 常	城 内 地 区					500	△ 2,500
県 ぼ 第 2 地 区	1,600			△ 50	事 業	城 内 地 区					1,000	1,000	
県 ぼ 第 5 地 区	1,900			△ 1,000									
県 ぼ 第 10 地 区	3,900			△ 2,100									

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当り 使用料	区 分	10a当り 使用料	区 分	10a当り 使用料
事 務 費	2,800	第 2 地 区	2,000	内 浦 地 区	4,410
第 1 地 区	1,950	排 水 地 区	1,550	米 山 地 区	2,610

諸変更手続きは、速やかにお願ひします。

組合員資格得喪届出を

- 1 土地の移動があったとき
地区内にある農地を売買あるいは受委託等により移動したとき。
- 2 名義や住所に変更があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。または住所を変更されたとき。
- 3 農業者年金を受給されるとき
使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。
- 4 農地を農地以外のものに転用したとき
地区内にある農地を宅地や畑等に転用したとき。あるいは道路等公共用地に買収されたとき。
- 5 開田を作付けまたは休耕したとき
作付けしていた開田を休耕したとき。あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。
- 6 振替口座の移動等があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成16年度農地転用決済金

地 区 名			10a当たり決済金	地 区 名			10a当たり決済金
事 務 費	田		54,660円	第 2 地 区			12,691円
	畑		27,320円	第 3 地 区			14,574円
第 1 地 区			79,320円	第 3 地 区 (畑)			2,914円
第 2 地 区			77,320円	第 4 地 区			17,167円
排水 地 区			64,660円	第 5 地 区			12,012円
沼 地 区	沼 崎		170,660円	第 6 地 区			45,766円
	大 平 前		40,000円	第 7 地 区			42,322円
内 浦 地 区			118,660円	第 7 地 区 (畑)			8,464円
米 山 地 区			124,000円	第 8 地 区			10,390円
県 事 業	第 1 地 域		5,944円	第 8 地 区 (畑)			2,078円
	第 2 地域 田		1,961円	第 9 地 区			4,993円
	第 2 地域 畑		392円	第 9 地 区 (畑)			998円
西 谷 地 地 区			32,366円	第 10 地 区			12,485円
西 谷 地 地 区 (畑)			6,473円	第 11 地 区			82,573円
県 第 一 地 区	千 分 貴 区	千 貴 区	21,808円	第 13 地 区			102,953円
		野 谷 地 区	19,914円	長 沼 地 区	町 新 田 区		79,497円
	畑 岡 分 区		14,171円		地 糧 地 区		88,840円
	一 の 曲 分 区		89,070円	北 浦 地 区			88,180円
泊 地 南 部 区	泥 内 区		96,923円	平 準 化 事 業	第 地 一 区	千 貴 区	11,092円
	土 手 ノ 内 区		67,530円			野 谷 地 区	17,750円
	茂 伝 治 区		45,881円			一 の 曲 分 区	26,051円
	野 谷 地 地 区		46,894円		第 6 地 区	35,730円	
城 内 地 区		29,929円	第 10 地 区		9,728円		
尼 池 地 区		34,073円	第 11 地 区		25,897円		

